

通告7番目、16番、尾和弘一議員、一問一答方式で質問願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 16番、尾和弘一であります。通告に従いまして、一般質問させていただきたいと思っております。

まず、議長の許可を得ていますので、まず第1点、公文書に関して、2番目、鳥獣駆除に関して、そして危機管理、4番目に那賀病院の労働実態について、5番目に職場環境・格差問題について、6番目に教育環境の改善についてという6項目であります。

まず、公文書について質問をさせていただきたいと思っております。

近年、分権改革とともに、公文書に関して議論されてきております。公文書は、行政活動、政策の公共性が何によって担保されているのかを示す、まさに証拠資料にほかなりません。2009年7月に公文書管理法が制定され、2011年4月1日に施行されたものであります。この目的は、それぞれの意思決定や業務遂行の過程において作成する公文書であり、大切な記録でもあります。

そこで、岩出市において、基本的な考えをお聞きをしたいと思っております。

まず第1点、公文書について、保存期間が決められていると思っておりますが、収蔵されている公文書は、毎年どれぐらいあるのか。

2番目に、公文書の保存期間及び保存対象が妥当であるかどうかについて、内部統制上、どのように決行されているのか。

3番目に、公文書には、紙ベースだけでなく、電子文書、磁氣的記録も該当し、情報公開の対象になってきております。電子文書についても時代に対応したルールをつくり、管理保存を徹底すべきであると考えております。岩出市において、これらのルールはどのようになっているのか、お聞きをしたいと思っております。

4番目に、これらの公文書に関して、どこに保管をしているのか、あわせて、岩出市において、現在、事務決裁規程と文書管理規程がありますが、事の重要性を考えると、これらの公文書に関して、条例を視野に制定を考えるべきであると考えておりますが、岩出市の見解をお聞かせください。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の公文書についてのご質問にお答えいたします。

まず、市の公文書管理につきましては、岩出市文書管理規程を定めて、その適正な管理に努めているところでございます。

1 点目の公文書は毎年どのぐらいあるのかについてであります。管理規程では、公文書には各課に備える文書番号簿により、年度ごとに一連の番号を付すことを原則としております。平成29年度では、全体で1万5,656件となっております。

なお、軽易な文書につきましては、番号を付すことを省略したり、また、内部での文書などのあることを考えますと、これよりも多い件数となります。

次に、2番目の公文書の保存期間や保存対象の当否についてであります。保存期間につきましては、管理規程では、永年保存、10年、5年、3年及び1年の5区分としております。

なお、法令等により別に定めのあるときは、当該法令等の定めるところによるものとしてございます。

この5区分のいずれに該当するかということにつきましては、文書の内容ごとにどれだけの期間保存すべきかの基準を示す文書保存期間基準表を定めており、これに基づき、担当課において判断することとしてございます。保存対象につきましては、公文書となります。

公文書の定義につきましては、情報公開条例第2条第2項で規定されているところであり、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画、写真及び電磁的記録であって、決裁、供覧、その他これらに準ずる手続を終了した文書となっております。

公文書の廃棄につきましては、原則として、保存期間が経過した段階で、担当課長が判断し、焼却や裁断などの適切な方法で処分をしております。

なお、市史の編さん等の参考となるようなものは、資料として保管することとしてございます。

次に、3番目の電子文書のルールはどうかであります。電子メールで送信されてくる添付ファイルなどの文書につきましても、原則として、紙媒体と同様の取り扱いであり、公文書として処理すべきものは紙にプリントアウトして、管理規程に基づき処理をしております。

次に、4番目の保管庫の場所はどこにあるのか。条例の制定についてはどう考えるのかについてであります。保管庫につきましては、南庁舎の西側にある2階建ての建物をメインの書庫とし、各課にスペースを配分して、各課による管理を原則としております。

条例の制定につきましては、公文書等の管理に関する法律第34条では、「地方公共団体は、この法律の主旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必

要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」とされており、条例の制定までは求められておらず、また、あくまで努力規定となっております。

岩出市では、これまでの答弁のとおり、管理規程に基づき、適正な管理に努めているところでありますので、現在のところ、その考えはございません。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、公文書に関して、総務部長のほうからご答弁をいただきました。

まず1点は、今日、なぜその公文書がこれだけ問題になっているのかという問題であります。岩出市の歴史を後世の人間が見た場合、どのようにその時代における決裁がされてきたのかという重要な歴史文書でもあり、私たちは、この公式公文書に関しては、誰もが簡単に廃棄をしたり、改ざんをしたりということがあってはならない、そのように考えております。

中央では、財務省が森友学園との契約に関する決裁文書の書きかえをしてきたことを認めて、調査結果を3月12日に発表しました。書きかえていたのは、森友学園との契約に関する決裁文書の一部である調書と、書きかえた内容と不都合にならないよう関連する決裁文書の調書だったわけであります。

結果公表後、麻生財務大臣は、理財局の一部の職員が行ったと強調して、佐川の国会答弁に合わせて書きかえたのが事実だと。最終責任者は、当時の理財局長の佐川だと話している報道がありました。

結局、国会議員に改ざんした文書を提供して、ごまかしてきたことになるわけであります。国政の最も中枢である財務省が、この程度まで改ざんをして、国民をだましてきたことは、過去にないわけであります。

岩出市にあっては、これらの公文書が改ざんや改変なり、書きかえが起きないような体制づくりを早急につくらなければならない、そのように考えておりますが、所見を伺いたいと思います。

また、公文書の保存期間や保存対象であります。今、総務部長は、完結文書として、永年、10年、5年、3年及び1年の5区分でやっているということであります。

なお、規程の中の32条では、課長は総務課長と教授、各課長のことだと思っておりますが、総務課長と協議をして、その文書の基準となる文書分類を作成するものであるということであります。

廃棄する場合に、今のお話では、原課の課長で判断をしている部分があるのではないかということをお話しておるわけであり、廃棄する場合には、原課の課長並びに総務課において、厳格な基準のもとに廃棄をすることが求められると思うんですが、そこらの手だてについては、どのようになっているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、3番目に、文書管理規程を精査をして、電子メールの保存期間は適切かどうかであります、今、部長は電子メールも公文書であるというような見解を述べられておりましたが、この管理規程の中には、電子文書については、どこに触れられているのか定かではありません。その条項の中で、電子文書についての取り組みもありませんし、不十分ではないと、私はそのように思っておりますが、そこら辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、地方自治体において、法の主旨にのっとって、適正な文書管理をするためには、私は公文書管理条例なるものをつくるべきだということで、1回目に質問させていただきました。なぜ必要かということでもあります。条例には、そこに公文書を改ざんしたり、書きかえたりした場合には、罰則規定を設けるということも可能であります。

現在の公文書管理規程、文書処理の規程には、その点が一言も触れられておりません。すなわち、言いかえれば、何をしても決裁文書が改ざんされても、その責任は不問にされるというような実態ではないかということがありますので、これは早急に公文書管理条例なるものを各地方自治体でも、今検討されておりますが、岩出市においても早期に立案をして、条例化をしていくべきだというふうに考えておりますので、再度お聞きをしたいと思います。

それから、他の地方自治体では、図書館なり、歴史資料館と連携して、歴史的な文化的意義を有する公文書の収集を努めることや保管庫スペースにも限度があり、これをしますと、デジタルアーカイブをして、後世に残しておくということも求められると思うんですが、これらの点についてどのように考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目ですが、公文書の管理については、いわゆる財務省の書きかえ問題があって、問題になっているということで、その改ざん・改変体制を早急に整備すべ

きではないかということでの所見をということでございますが、いわゆる国会で起きた問題の公文書の改ざんについては、岩出市においては、そういったことが起こるような、そもそものそういう例になるような文書がまずございません。現時点で、改ざん・改変ということについて、特に問題が起こっていることでもございませんので、現在の管理規程で進めていきたいと考えてございます。

次に、2点目の保存期間の区分の中で、これは文書管理規程で、廃棄については各担当課長に任せているのでは不十分ではないかということで、総務課長もということでございますが、総務課長の職務としては、文書管理規程の第4条で、文書の管理が適正かつ円滑に行われるように、各課長に対して必要な指導を行うとともに、文書管理の改善に努めるものとするというふうに職務として規程されてございますので、この点については、それで対応できていると考えてございます。

次に、3点目、電子メールの規程について、文書管理規程では定かではないのではないかとご指摘でございますが、そもそもが情報公開条例の第2条第2項で、公文書の定義というのを実施機関の職員が、職務上作成し、または取得した文書、図画、写真及び電磁的記録であって、決裁、供覧、その他、これらに準ずる手続を終了した文書ということで、この情報公開条例の公文書の規程の中で、いわゆる電子メールに相当する分も規程が含まれておりますので、この電子文書につきましては、紙文書と同様の対応がされるということで、特に問題はないかと思えます。

続きまして、4点目、いわゆる条例で公文書管理の規程をしないと、罰則を設けることができないと。文書の改ざんの責任を問うことができないのではないかとご指摘でございますが、これにつきましては、刑法で公文書偽造等、これは第155条で規定がございます。いわゆるそういう法律的な処罰の規定もございますので、あえて条例で罰則を設けるといふようなことは、現時点では考えてございません。

ただ、国のほうでは、いわゆる公文書の管理法の関係で、いろんなことが審議をされており、それで地方公共団体にもというふうな話が出てくれば、その時点での検討はあるかと思えます。

最後、5点目、いわゆる他の自治体では、図書館等でデジタルアーカイブ、いわゆる電子処理をして、後世に残す文書を保存するというのを考えているかどうかというご質問だったかと思えますが、これについては、現時点では特段そこまでは考えてございませんが、必要になるかどうかは、また今後の状況を見てということになると思えます。

○吉本議長 教育部長。

○湯川教育部長 歴史的公文書あるいは文書ということですが、例えば、民俗資料館では古文書の収集あるいは図書館ではふるさと資料の収集ということで進めてございます。総務部長がご答弁したとおり、必要があれば、今後進めていきたいと思っております。

なお、岩出の広報ですね、これも昭和31年から発行しておりますけれども、これについてはデータ化して保管をしているという状況でございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁いただきました。あつてはならない、起きてはならないことが、国において起きたということでもあります。今、総務部長は、岩出においてはそういう事例が、今のところないと。これからも起きないであろうという安易な憶測で言われているんだと思うんですが、これからどういう事態になるかということは、今の時点で想定することができません。二重、三重の網をかけて、これらの公文書に関して適正な管理運営というのをやっていくべきだということに思っております。

そういう意味では、今回の公文書管理に関して、将来、これが絶対であるということとは言えないんですけれども、二重、三重、四重、五重の手だてをして、国と同様な公文書管理、刑法で罰せられるということを言われましたが、現実的に、佐川氏本人は刑事罰不起訴というような事態になっているわけでもあります。そういうことが起きているわけですから、現に、この公文書管理については、公文書を国では各省、公文書管理監というものを設置をして、今後やっていくんだというようなことも言われておりますが、岩出市においても、さらなる公文書管理について、厳格な規程を設けて、問題の起きないように最善を尽くしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

尾和議員の言われるとおり、公文書管理に絶対があるということはないと。私が先ほど答弁したときには、絶対があるというふうな意味で答弁をしてはございません。国のほうでは、いわゆる今公文書の法律の中で、改正して、新たに管理監を置くというようなことが検討されているということで、岩出市においても、それを検討してはどうかということであったということですが、これにつきましては、国のほうで、どういった形でそれが最終的にされ、また、そのことが岩出市に

においても本当に必要であるかということは、その動向を見ながら考えていきたいと思えます。

○吉本議長 これでは、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、鳥獣駆除についてであります。

鳥獣駆除については、5月4日に岩出市の川でカワウの駆除作業をしていた男性2の方が、不幸にして行方不明になり亡くなられたということで、警察、消防を初め、川に流された可能性があるとして捜索をされました。4日の午後6時ごろ、紀の川市で野鳥のカワウの駆除作業をしていた男性と連絡がとれなくなったということでもあります。

警察によりますと、行方不明者は岩出市に住む69歳と73歳の男性2人です。この方は地元の猟友会に所属をして、4日朝早くから仲間とともに駆除作業を行い、午前8時半ごろ、小型ボートに乗って駆除したカワウを集める姿が確認されていましたが、その後、夕方になっても自宅に戻らなかったということでもあります。

警察と消防が2人の行方を捜しながら、その後、10日に紀の川市の小倉地区で男性の遺体が見つかり、それから、開智学校の近くの紀の川で発見されたということでもあります。

まことに残念であり、心からお悔やみを申し上げたいと思えますが、これに関しては、私は、今回の事故、災害といえますか、発生に関して、岩出市がどのような措置をとったのかということで、以下、質問させていただきたいと思えますが、5月4日に起きたカワウ駆除の経過と対策、岩出市はどのような対策をしてきたのか。

それから、2番目に、岩出市は、これらのカワウ駆除に対して、要請で実施をしてきたのかということでもあります。

3番目に、市の責任はどうか、及び賠償問題もあるんですが、ここで言うてる見舞いとか償いとか、これらについてどのように考えておられるのか。

それから、4番目に、捜索に当たられた消防団員の動員数延べ人員及び出動手当についてはどのような取り扱いをしてきたのか、ご答弁をいただきたいと思えます。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 まず最初に、このたびお亡くなりになりましたお二人のご冥福を

お祈りいたします。

尾和議員、2番目、鳥獣駆除について、通告に従いお答えいたします。

まず1点目、経過と対策についてですが、カワウを対象とした有害鳥獣捕獲を実施するため、平成30年5月4日午前5時ごろから、和歌山県猟友会紀の川岩出支部岩出分会10名で、紀の川岩出橋付近で捕獲作業を実施し、午前8時30分ごろ終了しました。その後、2名が残り、近隣の知人にアルミ製手こぎボートを借り、カワウの回収作業中に事故が発生したと思われまます。

午後4時ごろになって家族から未帰宅の情報を得て、猟友会が搜索を開始、警察、消防にも通報しましたが、懸命の搜索にもかかわらず発見されず、その後、5月10日に1名、11日に1名が発見され、死亡が確認されたものであります。

今年度のカワウ捕獲作業については、事故発生により打ち切りました。来年度以降については、実施の有無、安全対策等について十分話し合いを行い、対策を講じてまいります。

次に、2点目につきましては、紀の川漁協協同組合から被害届を受け、岩出市から和歌山県猟友会紀の川岩出支部岩出分会に依頼したものであります。

次に、3点目につきましては、市の法令上、責任はございません。したがって、賠償の必要はないものであります。市が加入する全国町村会総合賠償補償保険により、社会奉仕活動中の事故として保険金が支払われる見込みであります。

○吉本議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員ご質問の鳥獣駆除についての4点目、消防団員の動員数及び出動手当はどうかについてお答えいたします。

搜索は行方不明者のご家族からの要請を受け、那賀消防組合の指揮のもと、1日目の5月5日は延べ207名、2日目の5月6日は延べ183名、3日目の5月7日は延べ95名の団員が、3日間合計で延べ485名の団員が搜索活動をしております。

なお、4日目以降も、各部隊において規模を縮小しながらも搜索を継続して実施いたしました。

出動手当につきましては、団員1人につき年5,000円を支給しております。

なお、手当等については、各部隊長を通じ、各団員に支給をしております。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 このカワウ駆除の件で、2人のとうとい命が亡くなられたわけですが、このカワウの駆除によって、鉄砲でカワウをしとめて、回収をして、それを

岩出市のほうに届けないと、その駆除における補助金が支払われないような仕組みになっておると思うんですが、この制度そのものについても再考する必要があるんじゃないかと。

それとあわせて、2名の方がボートで、通常なら船外機がついていたのか、ついていなかったのかについてもお聞きをしたいと思うんですが、通常、そういうボートを川に浮かべて、こぐ場合については、当然、救命具を着用した上で、これらの作業に当たるべきであるということが原則やと思うんですね。ここら辺が不明確なために、結果的には2名の方がボートから投げ出されて行方不明になったという経過と思うんですが、岩出市が全然責任がないと言えるのかという問題であります。

岩出市の要請で猟友会に駆除の要請をしておるわけですから、これについては、今、賠償の責任はないということではありますが、保険金が支給されるということなんですけれども、この金額については、もう決定をされたのか。保険金の形で支払われるということですけども、弔意金になるのか、該当するのか、見舞金として支給されるのか、ここら辺について明らかにしていただきたいと思います。

それから、消防団員の動員数については、今、部長のほうからいただきました。ちょっと聞き取りにくかったんですが、1年間で5,000円を支給しているようなことを言われたんですが、これは1日出動したら手当として支給するものではないのかと。1日幾ら、年間で5,000円を支給しているから、これで事足りるんだという解釈なのか、そこら辺がよくわからないんですが、そこら辺について明確に、再度ご答弁をください。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 再質問にお答えいたします。

カワウの回収で補助金が支払われないかという件につきましては、カワウの有害捕獲作業については、補助金は支払っておりません。また、カワウの回収については市から特に指示はしておりませんが、鳥獣保護法では、捕獲した鳥獣は放置しないように記載されています。しかしながら、水面に落ちた鳥類等の回収は困難であるため、通常、回収しないと聞いてございます。

ボートにつきましては、手こぎボートでございます。

救命道具の件につきましては、カワウの捕獲作業で、通常水面での捕獲はいたしませんので、救命道具等の着用はしてございません。

それと、市に責任がないと言い切れるのかという件につきましては、このたびの

事故は市に法令違反や過失があるとは考えられません。しかしながら、市が捕獲を依頼した作業中に起こってしまった事故でありますので、道義的責任は感じるところであり、大変お気の毒に存じます。

○吉本議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えします。

まず1点目、いわゆる補償の金額及びどういった形でという点のご質問でございますが、岩出市では、全国町村会総合賠償補償保険に加入をしております。岩出市総合災害補償規程を設けております。この規程は、いわゆる岩出市が主催する、あるいは依頼する社会体育活動、社会文化活動、社会福祉活動、社会奉仕活動、そういった活動に参加をされている方が、けがを負ったり、死亡した場合に、その補償について定めており、保険に入って、その補償をするということでございます。

今回は、いわゆるボランティア活動中に起こった事故としまして、今、手続を進めているところですが、補償保険でこれが認められましたら、死亡は200万円の支給ということになってございます。

次に、消防団員の手当の関係についてでございますが、いわゆる手当は1回参加するごとに支払うべきではないかというご質問であったかと思いますが、岩出市では、出動手当については、年額支給としてございます。消防団員は火災や災害、警戒等による出動のほか、火災予防運動などの各種活動に参加していただいていることから、各団員に対して、一律でこの手当を年額支給としているものでございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、これは押しなべて、カワウ駆除の件でこういう不幸なことが発生しているわけでありましたが、イノシシ駆除についても誤って発砲するというようなこともありますので、これは共通した課題やと思うんですね。だから、そういうことが起きた場合に、どのような形でするのか、それから山に入って行方不明になったりということだって起こり得るわけですから、そこら辺も総合的に考えて、今回の事件を糧にして万全の体制を組んでいくべきだということを再度申し入れておきたいと思っております。

それから、保険金の件なんですけど、死亡の場合には200万が限度であるということですが、これでいいのかという問題もあるんですけど、これについても再考する必要があるんじゃないかなと私は思っておりますが、それについてお聞きをしたい。

それから、消防団員の出動手当については、年5,000円で、この条例では出動手当、年5,000円以下ということで手当金が支給されるということになっておりますが、こういうことでいいのかというものもありますし、出動手当そのものについても考え、再考する必要があるのではないかというふうに思いますが、これについてお聞きをしたいと思えます。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 再々質問についてお答えいたします。

イノシシの捕獲についての安全管理につきましては、特にマニュアル等は定めてございませんが、今年度、イノシシ有害捕獲実施に当たっては、安全対策について、改めて文書で注意喚起を行いました。また、箱わなを設置している際には、近隣自治会に文書で通知を回るとともに、わなの付近に注意喚起の表示を行っております。

補償のほうの保険のほうですけれども、十分な補償が必要じゃないか、保険を掛けるべきではないかというご意見やったと思うんですけれども、市が依頼する有害捕獲従事者である猟友会会員には、登録の際に、大日本猟友会狩猟災害共済への加入が義務づけられております。対人賠償事故、自損事故ともに共済対象となります。また、任意ではありますが、団体保険として総合生活保険、いわゆるハンター補償へも加入されております。

○吉本議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

消防団員の出動手当が、団員1人につき、年額5,000円の支給ということを再考してはどうかということですが、現時点では、再質問の際にお答えしたとおり、各団員に対しての一律の年額支給ということを変更するという考えはございません。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、危機管理の問題について質問させていただきたいと思えます。

午前中にもありましたが、私としての所見を述べながら、この問題について、岩出市の考え方をお聞きをしたいと思えます。

大阪府北部、枚方、高槻等において、重大な震度6弱の地震が発生をしたと。今日もライフラインが復旧もままならないという現状があります。倒壊のブロック、

点検漏れ、過去2回の調査で報告書に記載がないということで、今回、高槻の小学校においてブロックが崩れ落ちて、倒壊して、9歳の小学生が亡くなりました。これについては、まさしく私は人災やなというふうに思っております。

これは、過去点検をしながら、実際上は安易にこの点検が不十分であったということでもありますし、我々として、これをどのように岩出市に、こういうことが二度と起きないために、どうしていくのかということが問われているんだというふうに思います。

6月18日以降、既に10日近く経過をしているわけではありますが、その現状を踏まえながら、私は、このことを深刻に考え、岩出市においてどのようにしていくのか、対策等について質問させていただきたいと思っております。

市として総点検がされたということで実施をされたと思っておりますが、その結果について、現状どうなっているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、2番目に、市内学校周辺、通学路を初め全ての点検をされてきているのか、これについてお聞きをしたいと思います。

そして、具体的には、今後どうしていくのか、この対策についてご答弁をいただきたいと思っております。

○吉本議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の危機管理について、一括してお答えいたします。

午前中の上野議員のご質問にお答えしたとおり、県から学校敷地内や通学中に被害を受ける危険箇所がないか確認していただきたいとの通知があったところでありますが、本市では、災害時を想定した場合、各地区公民館や総合保健福祉センターなどの公共施設を避難施設に指定していることから、全ての公共施設と公共施設周辺の道路に面したブロック塀も含めて調査の対象としております。

調査に当たっては、建築基準法施行令第62条の8の規定を基準とした場合、専門家の調査が必要となることから、まずは職員の調査により、塀の高さ、厚さ、控塀の有無、傾きや亀裂等の調査を行い、危険と思われる箇所を洗い出した上で、改めて専門家の調査により、それぞれの対応策を検討することとしております。

現在、職員による調査を行っているところであり、危険箇所を全て確定しているわけではありませんが、職員による調査の途中経過として、1カ所、根来小学校の県道粉河加太線に面したブロック塀の高さが基準を超えているとの報告を受けております。全ての調査結果が出そろった段階で、専門家の調査を待って、改修や撤去

が必要な箇所については、それぞれ対応してまいります。

また、一般道に面したブロック塀や古い木造住宅等の屋根等の対応については、市民の方からなどの通報があれば、所有者に対して注意喚起を行っているところですが、6月21日付で国土交通省から、学校等の周辺にかかわらず、既存の塀の安全対策についても所有者に周知し、危険性が確認された場合は、付近通行者への注意表示及び補修、撤去等が必要であることの注意喚起を行うよう指示があったところがございます。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 危機管理についてご答弁いただきました。今の答弁では、職員の点検によって、根来小学校1カ所だと、危険なところが。そういうお話であったと思うんですが、今後については、専門家に依頼をしてやるということではありますが、どういうスケジュールで、どういうスパンで、目標値を設定してやっていくのか、1カ月以内なのか、2カ月以内なのか、これについてスケジュールが決まっておれば、明確にしていきたいと思えます。

これは、もう既に皆様もご存じやと思うんですが、名古屋市においては、既に悪いところはすぐ撤去して、アルミの塀にするとか、手を打っているところもあります。地震というのはいつ来るかわかりませんから、そんなに時間をかけるということも、やっぱり避けるべきだというふうに思いますが、そこらのスケジュール感、どういう形でやっていくのか。

それから、専門家ということではおっしゃいましたが、専門家については建築士という概念があるのかなと思うんですが、何かブロックに対する安全管理士とか、そういうような別名もあるみたいで、私もよくわからないんですが、そういう方が岩出あるいは和歌山県下におられるのか、よくわからないんですけども、そこら辺、専門家というのは、どういう人を対象にして考えておられるのか、この2点についてお聞きをしておきたいと思えます。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 再質問にお答えいたします。

1点目、まずスケジュールということですが、できるだけ早く結論を出したいと考えてございますが、職員による目視が終わり次第、専門家による調査を行い、それぞれ改修すべき箇所がございましたら、どういう形で改修していくべきか、専

門家の意見を聞きながら進めてまいりたいと思います。

それから、どういう専門家かということですが、これは建築士であると考えてございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 専門家による調査結果については、でき次第、報告をまた求めたいと思います。

それとあわせて、外観から見て、あるいはブロックのはたを通るときに、ここ危ないなというようなブロック塀も往々にしてあるわけですが、現在のブロックに対する、上限10万円というような形をしているんですけども、これでいいのかなという問題もあります。

できたら、もっと大幅に、国の交付金との関係もあると思うんですが、国の指針が出た段階で、補助金についても見直しをやっていただいて、工事の上限も大幅に上げて、早急に県内箇所については、補修して、改修していくという姿勢が岩出市において求められるのではないかと思います。これについてお聞きをしておきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 まず、通学路の危険ブロック塀につきまして、それから、考え方としまして、午前中に上野議員のご質問にもありました一般道に面した危険ブロック塀、こういう取り扱いについてということでもご質問をいただいております。一般道に面した危険ブロック塀の取り扱いにつきましては、今、国のほうからの指示によりまして、注意表示の設置をすると、こういうことでございます。

補助金につきましては、今、国のほうで検討するというところで聞いてございます。そういうことで、一般道に面したブロックについては、これ個人の所有物ということで補助することが適切があるかという問題もあります。

市として、単独でそういう助成制度は考えておりませんが、通学路のブロック塀等を含めて、今後の国の動向を見ながら検討してまいります。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、4番目の質問をさせていただきます。

那賀病院の労働実態についてであります。この問題については、私が問題として上げて、昨年12月議会、ことしの3月議会においても、那賀病院の超過勤務に関して、実態をお聞きしてまいりました。その実態は、私の想像を超える長時間が明らかになってきております。

その後、病院における長時間労働問題は、社会的な課題として、各労働基準監督署が指摘したり改善したりという指導が、新聞報道等でも出てきております。副管理者である中芝市長として、改善する意思があるのか、理解に苦しみますが、改善されるまでこの課題を質問させていただきます。

このような実態を早期に改善すべきであると思います。まず第1点は、36協定違反の超過勤務について、その後の経過はどうなっているのか。

2番目に、橋本労働基準監督署からの立入指導勧告はどのようにされてきているのか。

3番目に、違反状態をなくすために改善することをどのようにしていくのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員ご質問の4番目、那賀病院の労働実態についてのご質問ですが、本来は市がお答えすべきものではございませんが、通告がありましたので、那賀病院に聞き取りした内容をお答えいたします。

1点目につきましては、3月議会でも尾和議員から労働実態についてのご質問があったことを那賀病院にお伝えしており、病院からも問題解決に向け取り組んでいると聞いております。

2点目につきましては、5月9日に橋本労働基準監督署からは是正勧告書及び指導票の通知があり、6月1日にそれに対する是正改善報告書を那賀病院が提出したと聞いております。

3点目につきましては、橋本労働基準監督署からの是正勧告に従い、的確に改善されていくと聞いております。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、部長のほうから答弁いただきましたが、第三者機関みたいな感覚で捉えておられますが、私は、この問題については、岩出市もその責任の一翼がある

わけです。一部事務組合でありますけども、那賀公立病院については、岩出市と紀の川市が出資をして運営しているわけですから、この点については誤解のないようにしていただきたいと思います。

それから、今、私が質問した中で、36協定違反はどれだけあったのかということについては、一言も触れられない。これこそ、私は責任逃れだと思っております。

監督署の指導も、これはなぜそういうことになっていくのかということではありますが、岩出市がそういう態度をとるから、私は、ことしの2月1日に橋本労働基準監督署に上告して、告発をして、監督署としてもっと指導せえということを求めたわけであります。

その中から、超過勤務の実態については、違反しているのが、平成29年1月に医者4名、それから、平成30年1月で3名、2月で3名、3月で5名、4月で1名ということで、明らかに36協定違反をしていると。

さらに、橋本労働基準監督署の是正勧告では、超過勤務のみならず、ほかに労働契約の際に、労働者に対して、有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項について、書面を交付してなかったという問題も起きております。

また、さらに労基法第35条の休日労働に関する協定を定めた休日労働の回数を超えて、休日労働を行わせていること、それから、労働基準法第32条第1項、第2項において、延長時間に関しても限度を超えていると、そういうような実態が明らかになってきております。

私は、これらの公立那賀病院がやるべきことは、やはり法を守ると。コンプライアンスを厳粛に受けとめてやっていくということが基本でなければならないと思います。これを見過ごして、岩出市がそれに加担をして、やること自体が問題であるわけであります。

これらの問題について、岩出市はもっと積極的に、これらの問題を、やはり改善をしていくという姿勢がなければなりません。これについて、岩出市の考え方をお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

尾和議員からは、これまで2回の議会において、那賀病院の労働実態について質問があり、その都度、ご質問は岩出市がお答えするものではありませんと申し上げております。尾和議員におかれましては、その意味をご理解されていないのではな

いかと感じますので、誤解のないよう再度申し上げます。

那賀病院は、地方自治法第284条第2項の規定により、紀の川市と岩出市で病院の管理運営を共同処理するために設置した一部事務組合立の病院です。よって、法律上は特別地方公共団体となり、岩出市とは別の独立した地方公共団体として、議会を持ち、運営がなされております。

那賀病院の運営に関することは、公立那賀病院経営事務組合の議会で論議されるものであり、岩出市議会でなされるものではありません。何度ご質問をされましても、那賀病院の運営に関することについては、この場で、私どもがお答えするものではないと考えます。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 部長ね、何を根拠に言われておるかわかりませんが、県の市町村課へ行って、私も調べてまいりました。ほかの判例等も調べてまいりました。今、部長が言われるように、この問題については、岩出市議会で質問するのはできないんだということになれば、ほかの法的な手段をとれという挑戦状を私に対してやっているとしたら思えません。

そこで、この問題について、私はなぜこれだけ実態を把握して、法律違反をしているという実態の中で、那賀病院が岩出市民の健康と命を守る最大の公立病院であるということから言えば、だからといって、岩出市関係ありませんという問題でもないわけであります。これらについて、その考え方で通されるのであれば、我々としても、この問題については、また真正面でやらさせていただきますけども、私は、もっと道義的に責任をとって、伝言するんじゃなくして、岩出市も一部副管理者として出しているわけですから、そこにおいて、どういうことをやっていくのかということが求められていると思うわけであります。

今のような部長の答弁であれば、この問題はいつまでたっても解決しないと思いますので、再度ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の再々質問についてお答えいたします。

尾和議員の那賀病院に対する一般質問については、先ほど生活福祉部長が答弁したとおり、病院に内容を伝えており、また、平成30年3月に開催した一部事務組合

議会において、同組合議員である副市長から質問を行っております。

そうした状況であることから、同病院での組織のあり方や事業実施などについては、地方自治法第284条に基づく特別地方公共団体であり、同病院で十分な協議がなされ、運営されていくべきものであります。

また、平成29年第4回定例会において答弁いたしましたように、尾和議員のご質問は、那賀病院経営事務組合で答えるべきものであり、あえて副管理者ということで答弁させていただく組合議会で、そのような質問があれば、管理者である紀の川市長及び那賀病院経営事務担当者とともに協議を行い、答弁をいたします。

なお、那賀病院への質問につきましては、岩出市議会から2名の組合議員が選出されておりますので、今後、組合議会議員に質問内容を託すなど、よろしく願いをいたします。

○吉本議長 これでは、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

引き続きまして、5番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、5番目になるわけではありますが、職場環境と格差の問題についてをお聞きをしたいと思います。

最近、特に問題なり多くの諸課題が発生をしております。岩出市内においても、岩出市役所内においても、他人事ではないと思います。まず第1に、セクシャルハラスメントの典型的な例は、体をさわったり、交際を迫ったり、卑わいな言葉を浴びせたりなど、さまざまです。あと、女のくせにはもちろん、男のくせにという主旨の発言もセクハラに該当します。

パワーハラスメントは、徐々に認知度は進んでいますが、この対策はセクハラに比べると、さらにおくれると言わざるを得ないのが実態であります。

パワハラとは、力関係を利用した上司や先輩はもちろん、会社ぐるみの場合もありますが、いじめや嫌がらせ、言動を超えた職務上の指導のことです。見せしめ的に、ささいなミスなどを理由に、怒鳴りつけたり、暴力的な言葉を含みますが、それを暴力的な言葉を発したり、人格を否定するような発言をする、達成不可能な過大なノルマを課せたり、仕事を与えない、懲戒解雇をちらつかせて退職を迫るなど、さまざまなケースがあります。

職場内でのいじめ、嫌がらせとは、上記2つに加え、同僚上司のいじめや取引先からのいじめなど、セクハラ・パワハラに該当しないケースですが、最近では、それらを総称して、モラルハラスメントと言われることもあります。いずれにしても、

被害者の精神的ダメージははかり知れないものがあります。

地方公務員の2番目のこれらについての認識をお聞きをしたいと思います。

2番目に、地方公務員の臨時非常勤職員については、総数が平成28年4月現在で、約64万人と増加をしております。また、教育、子育て等々の分野で活用されていることから、現状において、地方行政の重要な担い手となっているのであります。岩出市役所内においても同様ではないでしょうか。

このような中、臨時非常勤職員の適正な任用、勤務状況を確保することが求められており、今般の地方自治法の改正が行われたのは皆さんもご存じやと思いますが、改正法の内容として、一般職の会計年度任用職員制度を創設して、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行を図るものであると言われております。

あわせて、会計年度任用職員については、期末手当の支給を可能にするものでありと言われております。非正規職員の格差は明らかな差別であり、許されるものではありません。

その観点から、非正規の格差是正について、さきの最高裁の判決で6月1日に出たわけではありますが、労働契約法20条違反として、問題が社会的に明らかにされてきました。

そこで、岩出市に対して質問をするわけですが、1番目に、セクハラ・パワハラ等の基本的な認識はどのように持っておられるのか。さらに、これらの事象を見過ごしたり、黙認したりしないような対策はどうとられているのか。

2番目に、地方自治法の改正及び労働契約法、さきに言いました20条から見て、法違反であると最高裁が判決を下し、見解をお聞きをしたいと思います。

現在、どのような格差が、岩出市内において正規職員と非正規職員の格差があるのか、これについても明確にご答弁をいただきたいと思います。

さらに、これらの解決のために、今後どのように改善、取り組みをされようとしていかれるのか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の職場環境・格差について、セクハラ・パワハラ等の基本的認識、対策はどうかについてをお答えをいたします。

セクハラ及びパワハラ等のハラスメントは、個人の人格と尊厳を不当に侵害する

だけでなく、職場の周りの人々や職場の環境に悪影響を及ぼす重大な問題であると認識をしております。

セクハラは、男女雇用機会均等法第11条に、労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備及びその他の雇用、管理上必要な措置を講ずることが事業主に義務づけられております。このことから、ハラスメントを防止するためには、職場における職員間のコミュニケーションが円滑に行われ、組織目標の共有化を図り、職員が一丸となって、1つのチームとして意欲的に仕事に取り組める職場環境をつくり出すことが大事であると考えます。

なお、詳細について担当部長から答弁させます。

○吉本議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の職場環境格差についての1点目、セクハラ・パワハラ等の基本的認識、対策はどうかについてですが、基本的認識につきましては、先ほど市長が答弁いたしましたので、対策について申しますと、平成28年度にセクシャルハラスメント及び妊娠・出産・育児または介護に関するハラスメントの防止等に関する規定を施行し、相談員を配置するとともに、職員にその旨、文書で周知をしてございます。

また、平成29年度には、副課長級以上を対象に、コンプライアンス研修を実施し、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントも含めた研修を行っております。

次に、2点目についてですが、現在、岩出市では、地方公務員法第22条第5項の臨時的任用職員が162名、地方公務員法第3条第3項第3号の特別職非常勤職員が57名在席しております。

正規職員と臨時職員との手当についてですが、それぞれ条例に基づき支給しており、臨時職員については、通勤手当、時間外勤務手当は支給しており、住居手当、扶養手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当は支給してございません。

再任用の給料額についてですが、職員の給与に関する条例の給料表に基づき支給しております。

なお、労働契約法第20条の、いわゆる判決内容については承知をしておりますが、今の件には直接の関係はないと考えております。

次に、3点目の今後の改善、取り組みはどうかについてですが、尾和議員の質問の中にもございましたが、会計年度任用職員の勤務条件については、現在、国及び他の自治体の情報も注視しながら、制度改正が行われますので、その情報収集に

努めて、適正な制度改正に取り組んでまいりたいと考えております。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 再任用のどこから、一番最後に答弁いただいたところから入りますが、法律案の概要が決まりまして、平成32年4月1日から施行されるようになります。そうしますと、地方自治法の一部改正で、「地方の非常勤職員については、国と異なり、労働者性が高い者であっても期末手当が支給できないため、上記の適正な任用等の確保に伴い、以下の改正を行う。」ということで、会計年度任用職員については期末手当の支給は可能となるよう、給付に関する規定を整備するということがうたわれております。これについて、どういうスケジュールで、どういう取り組みをしていくのか、お聞きをしたいと思います。

それから、臨時職員の関係で、継続して5年勤務すると、これからは正規職員に登用していかなければならないという法改正もされております。これについて、岩出市では、現在、1年ごとの契約という形で更新をしている方もおられると思いますが、それが5年、同じような形で更新をすると、正職員としての登用が求められるというふうに思いますが、これについて、その該当者、現在いるのか、こちら辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、法律根拠で、非常勤職員は、地方公務員3条3項の3号で57名、それから、臨時的任用職員については、地方公務員法22条で162名おられるということでもあります。これらの問題について、手当が同一労働、同一賃金の観点から、さきの最高裁で問題になってきているのは、今、部長が言われたように、時間外とか、そこらの点については支給しているから問題ないというようなニュアンスで答弁をされましたが、これらについても抵触する恐れがありますので、こちら辺の是正をまずもって、同一労働、同一賃金の観点から変えていくことが求められると思うんですが、これらについて市の見解をただしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、会計年度任用職員制度の導入におけるスケジュールについてのご質問でございますが、これにつきましては、総務省のほうから、いわゆるスケジュールの想定というのが示されておまして、平成29年度末から平成31年度春までの間に、臨時非常勤の職の再設定というのをを行うと。それと、その間、勤務条件等の確

定を行って、最終は平成31年度には関係条例を議会のほうへ提案するよというふうなスケジュール案が示されておりますので、そのスケジュール案に基づいて、現在、事務を進めております。

次に、いわゆる5年ルールのお話ですが、地方公務員法に基づく、いわゆる臨時の職についている方については、これは毎年度、その臨時職が必要であるかどうかというのを予算審議を経て、検討をしているということでありまして、前年度あるからといって、必ずしもそれが必要であるかどうかというのは、年度ごとの判断でされるものでございますので、いわゆる5年ルールには該当しないと考えてございます。

それと、最高裁の判例の話の中での手当の関係ですが、これにつきましては、議員がおっしゃられております会計年度任用職員の制度の導入に当たって、いわゆる手当等の制度の導入というのともあわせて検討されているところであり、平成32年4月1日に施行されますので、それに向けて事務を進めているところでございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 いわゆる平成32年4月1日施行に向けて、今までは正職員と非常勤職員との格差是正についても見直しをしているという制度であります。

それと、もう1点、私は、今、雇いどめの問題で、会計年度1年度やから1年ごとと契約しているんで、それは該当しないという見解には異議があります。今回の制度改正では、継続して、1年ごと、5年以上契約していると、自動的に正規の職員として登用すべきだというように改正がされたというように私は理解しておるんですが、そうでないという今答弁でありましたけども、それについてお聞きをしておきたいと思います。

それから、今までみたいに、パートタイム型の職員として採用することは、この法律の主旨にそぐわないとして、フルタイム型での任用を検討するよう促進を図っていくということであるんですが、これについて、パートタイム型の職員採用については、そういうことはやっていかないという主旨で理解してよろしいか、これについてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

尾和議員が質問の中で触れられています地方公務員法及び地方自治法の一部改正

についてでございますが、この中で、いわゆる臨時の職に該当する職員というのは、今現状よりも、さらに厳格化して、条件を厳格化して考えていくというふうに示されているところでございます。

なお、臨時の職員につきましては、先ほどもご答弁の中で申し上げましたが、これはあくまでも臨時の職でありますので、各1年間、会計の職員の関係でもございますが、1年間ごとに、その職が必要であるかどうかということが判断をされて、さらに進むと。今回の改正では、臨時の職については、さらに現状よりは厳格化して対応すると、そういうふうに示されているところでございます。

なお、パート職員というか、パートに当たる一般職の非常勤職員の採用については、法改正後の話にはなりますが、必要に応じて、そういう形での雇用もあるかと考えてございます。

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

引き続きまして、6番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員　最後になりますが、教育環境の改善の問題についてご質問をさせていただきます。

この教育環境改善の問題については、昨年6月、9月、12月、ことしの6月議会において、教員の長時間労働の実態や負担軽減、削減対策を求めてまいりました。その後、実態はどうなっているのでしょうか。その際、教育長は平成30年2月の勤務時間は小学校で平均27.8時間、中学校で46.2時間であると。業務軽減に努めるという答弁をされておりました。

教育部長も校長に対して、適切な負担軽減を図るよう指導していると。さらに自己申告からICTによる管理は検討する余地はあると。月45時間、この原則を尊重すべきであると答弁されてきておりました。

3月の議会では、いわゆる特殊事情があったとして、100時間超えが発生したということを答弁されておりましたが、その中で、岩出市の勤務時間について質問させていただきたいと思っております。

1番目に、その後、岩出市教職員の勤務時間の実態についてはどのようになっているのか、3月以降の実態についてご答弁をください。

それから、2番目に超過勤務の改善方針、これについてお聞きをしておきたいと思っております。

それから、過労・多忙緩和対策について、あわせて、これらについてもお聞きを

したいと思います。

それから、具体的改善の方針、最後になりますが、中央教育審議会の答申、方針をどのように、3月以降、実践をしてきているのか、それについてご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

○吉本議長 教育長。

○塩崎教育長 教育環境の改善についてお答えいたします。

1点目の勤務時間の実態につきましては、小学校の超過勤務時間の平均は、3月が31時間24分、4月が39時間54分、5月が42時間となっています。中学校の平均は、3月が52時間59分、4月が65時間18分、5月が55時間1分となっています。

2点目から4点目につきましては、一括してお答えいたします。

平成29年9月議会、12月議会及び前回の3月議会においてお答えしましたとおり、本市における教職員の業務改善につきましては、既に市費による適応指導教室の開設や特別支援教室にかかわる介助員、授業にかかわる学校図書館司書の配置を行っております。また、県費を活用して、問題行動等の対応として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、不登校支援員、スクールサポーター等の配置に加え、本年度において、新たに小学校教員が本来行う業務である、例えば、資料の印刷や採点業務などの事務軽減を目的に、スクールサポートスタッフの配置や小学校外国語活動への対応として、専科教員の配置をしております。中学校の部活動については、1週間のうち土日のいずれか1日を休養日としております。

また、体力テストの集計や岩出市学力調査の採点、分析の業務委託等、各種調査についても教職員の業務軽減を図っているところであり、県教育委員会で作成されたマスター問題集などは、これまで各学校で印刷をお願いしてはいましたが、通年使用できる問題を組み合わせた岩出市ドリルとして、市教育委員会が印刷をして、全児童に配布することとしているなど、さまざまな部分において、できることから負担軽減を図っているところであります。

なお、全国の学校で教職員の負担業務として言われている給食費関係につきましては、給食費の公会計化や口座振替納付等に切りかえており、既に教員の業務ではなく、いち早く改善したところであります。

以上のことから、中央教育審議会からの提言や対策にある多くの方策は既に実施しているところであり、引き続きできることから教員業務の負担軽減を図ってまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 教育長ね、今ご答弁いただいたことは、3月議会にご答弁いただいた内容と全く同じなんですよ。実態は、今最初にご答弁いただきましたが、小学校でふえてきておるんですね、平均で。31時間から42時間、中学校では52時間で、65で、55、3月以降でもそんなにふえてきていると。実態を見ますと、教育長が言われるような小中学校の時間管理は徹底しているのかなと。

それを受けて、小学校校長あたり、どのような形で協議をして、お話をして、努力をした成果があれば、私は努力されていると思うんですけども、それが現実的には出てきてないと私は思うんですが、なかんづく、5月の実績を見ますと、山崎小学校で45時間以上超えているのは20名中12名、最高が78時間、それから、山崎北小学校で20名中8名、最高で68時間、根来小学校で18名中8名、最高で80時間、上岩出小学校で20名中4名、最高で56時間、岩出小学校で22名中8名、最高で85時間、中央小学校で20名中10名、最高で66時間、中学校では、岩出中学校で26名中15名であり、最高で111時間、岩出第二中学校で37名中16名で、最高で100時間、超過勤務をやっていると。全然改善の跡が見えないんですよ。

今後どうしていくのか。これを受けて、実態を正確に把握をして、岩出市教育委員会として、各学校にこういうような超過勤務の実態を改善する具体的な行動を起こしていただきたいと思うんですが、これについて、このような実態が続く限り、私はこの問題について、毎回一般質問せざるを得ないわけでありまして、そのようなことのないように、現実の実態を把握して、どのように改善をしていくのか、これを期待をしたいと思うんですが、これらについて、教育長の所見で、どれだけこれから頑張っていたいただけるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

教員個々によって超過勤務時間、これ異なりますが、主に教材研究とか保護者対応、これ3月から5月というのは、年度末、年度初めということで、年間を通じて忙しい時期であるということでございます。

中学校につきましては100時間を超える教員がいるということですが、これは部活動で、土日の宿泊を伴う遠征や試合の引率、これを勤務時間に計上していると。また、保護者との対応で、保護者の都合時間の合わせた結果によるものであるとい

うことでございます。

それから、今後の多忙緩和対策ということで、それぞれ指導をとということですが、まず、和歌山県で本年5月に教職員等の働き方改革推進プランというのが策定されておりまして、今後、さらなる働き方改革に取り組み、教職員等の長時間労働の解消に努めていくと、こういうことで、それぞれさまざまな施策を掲げてございます。市教育委員会といたしましては、校長を通じて、この縮減策、いろいろと実現に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 教職員の長時間労働について、原則は、私としては、月45時間を目途に、そこまでに近づけていくという努力がなければならない。月80時間になりますと、過労死ラインを大きく超えているわけですね。実態としては非常に残念な岩出市小中学校であろうと思うんですが。中でも、これ見ますと、岩出中学校、非常に多いのは26名中の15名、半分以上が45時間を超えているわけですよ。

それでも、上岩出小学校なんか見ると、20名中4名で、45時間以上は超えてないということがありますから、小学校の間でも、中学校の間でも、こういう格差が生じていると、これはどういうところから、こういうような長時間労働が発生しているのかということで、例えば、岩出第二中学校も37名中16名が超えているわけでありまして、どこがどう違うのかと。比較対象しながら、小学校においてもこういうようないいところのデータに基づいて、多いところを減らしていくと。原因はどこにあるんだということで、細かく細分化して行って、問題点を把握をして、改善をしていくと。日常的な努力が必要ではないかと思うんですが、これについて削減をしていくというご意思ですので、そこら辺について、ご答弁があればお聞きをしておきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

勤務時間のばらつきということで、確かに最多時間数と最少時間数の差に大きな違いがあります。先ほど申し上げましたとおり、時間数の多い教員というのは、部活動等で土日の宿泊を伴う遠征、試合の引率を勤務時間に計上していること、保護者等との対応ということで、これの理由は明確でございます。

それから、先ほど申しましたように、県が策定した改革推進プラン、これに基づ

きまして、学校と連携しながら、それぞれ実態を見ながら、管理職に対して指導してまいります。

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

　　以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。